

計 画 投 資 省

No.324/BKHĐT-PC
投資法の施行の
展開に関して

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2021年1月20日

- 送 付 先 : - 各（地方政府の）省, 中央直轄市の人民委員会 ;
- 各（地方政府の）省, 中央直轄市の計画投資局 ;
- 工業団地, 輸出加工区, ハイテク区, 経済区の管理委員会。

2020年12月31日付公文書 No.8909/BKHĐT-PCにおいて, 計画投資省は, 投資法の幾つかの条項の施行のための詳細規定及びガイダンスに関する政令が未施行である期間における, 幾つかの投資手続きの実施に関する意見を有した。

幾つかの地方の報告及び要請に基づき, 計画投資省は, 投資手続きの実施に係る文書について, 幾つかの様式を追加することをガイダンスする。(本公文書に添付する様式)

実施を展開するプロセスにおいて, 仮に困難が発生した場合, 各々の地方に対し, (計画投資省が) 時宜にガイダンスするため, 計画投資省に文書を送付することを要請する。

宛先:

- 上記のとおり ;
- 計画投資省の指導者 ;
- 各局ユニット : 外国投資庁、企業登録管理庁、公共調達庁、企業開発庁、経済区管理局、投資管理・評価局、都市・インフラ局、地方・地域経済局、中央経済管理研究所 ;
- 計画投資省ポータル ;
- 保管: VP, PC

大 臣 代 理
副 大 臣

(署名)

チャン・ズイ・ドン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり, 仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について, 一切の責任を負いかねますので, 法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。

ベトナムにおける投資手続きの
実施に係る文書の各々の様式のリスト

(2020年1月20日付公文書No.324/BKHDT-PCに添付して公布)

No.	文書の様式及び適用根拠	記号
付録Ⅰ：投資家に対して適用する文書の様式		
1	投資プロジェクトの実施要請に係る文書（投資家の提案によるプロジェクト（投資方針承認の対象となるもの及びならないもの）に対して適用）	様式Ⅰ.1
2	投資プロジェクトの提案（投資方針承認（権限を有する国家機関の立案によるもの）の対象となるプロジェクトに対して適用）	様式Ⅰ.2
3	投資プロジェクトの提案（投資家の提案による投資方針承認の対象となるプロジェクトに対して適用）	様式Ⅰ.3
4	投資プロジェクトの提案（投資方針承認の対象にならないプロジェクトに対して適用）	様式Ⅰ.4
5	外国投資家の出資/株式購入/持分購入の登録に係る文書	様式Ⅰ.5
6	BCC契約（Business corporate contract/事業協力契約）における外国投資家の管理事務所設立の登録に係る文書	様式Ⅰ.6
7	BCC契約における外国投資家の管理事務所設立の登記の調整に係る文書	様式Ⅰ.7
8	BCC契約における外国投資家の管理事務所の終了通知に係る文書	様式Ⅰ.8
9	投資プロジェクトの調整要請に係る文書（投資方針承認の対象となる及びならない全ての各々のプロジェクトに対して適用）	様式Ⅰ.9
10	調整時点までの投資プロジェクトの展開状況に係る報告書	様式Ⅰ.10
11	投資プロジェクトの活動停止に関する投資家への通知に係る文書	様式Ⅰ.11
12	投資プロジェクトの活動終了の通知に係る文書	様式Ⅰ.12
13	投資登録証明書の更新要請に係る文書	様式Ⅰ.13
14	投資登録証明書の再発行要請に係る文書	様式Ⅰ.14
15	投資登録証明書の情報の訂正要請に係る文書	様式Ⅰ.15
16	投資登録証明書の再提出要請に係る文書	様式Ⅰ.16
17	投資プロジェクトの実施報告書（投資法第37条第2項b号、c号及び第72条による投資登録証明書の発給手続きの実施を必要とする対象とならない外国投資資金を有する経済組織に対して適用）	様式Ⅰ.17
付録Ⅱ：投資に関する国家管理機関に対して適用する文書の様式		
18	投資方針承認に係る文書	様式Ⅱ.1
19	投資家承認に係る文書（投資法第29条第3項）	様式Ⅱ.2

20	投資登録証明書（新規の投資登録証明書の発給の場合）	様式Ⅱ.3
21	投資登録証明書（投資登録証明書の調整の場合）	様式Ⅱ.4
22	投資登録証明書（投資証明書/投資許可証/営業許可証等の更新の場合）	様式Ⅱ.5
23	投資プロジェクトの実施を確保するための預託に係る合意文書	様式Ⅱ.6
24	管理事務所の活動登録証明書	様式Ⅱ.7
25	管理事務所の活動登録証明書の回収に係る決定文書	様式Ⅱ.8
26	投資プロジェクトの活動停止決定（投資家の提案によるもの）	様式Ⅱ.9
27	投資プロジェクトの活動停止決定（国家管理機関によるもの）	様式Ⅱ.10
28	投資プロジェクトの活動停止決定（政府首相の決定によるもの）	様式Ⅱ.11
29	投資プロジェクトの全活動の終了決定	様式Ⅱ.12
30	投資プロジェクトの一部の活動の終了決定	様式Ⅱ.13
31	投資登録証明書/投資証明書/投資許可証/営業許可証の回収決定	様式Ⅱ.14
32	外国投資家の出資、株式購入、持分再購入に係る要件を満たしていることに関する通知	様式Ⅱ.15
33	投資に関する国家情報ポータルにおける通知の掲載要請（投資登録機関が投資家に連絡できない場合）	様式Ⅱ.16